

## 浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、青少年の健全育成や豊かな人間形成を図ることを目的として活動する青少年団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「青少年団体等」（以下「団体等」という）とは、次に掲げる条件を満たす団体をいう。

- (1) 青少年の健全育成を目的とする団体等であること。
- (2) 団体等の活動の主体となる青少年が主として市内に在住又は、通学、通勤していること。
- (3) 青少年健全育成の活動実績が1年以上あること。
- (4) 特定の営利活動、政治活動、宗教活動を目的としないこと。

### (補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体等は、市税を完納している団体のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 浜松市子ども会連合会、ボーイスカウト浜松連合協議会、ガールスカウト浜松市協議会など設立趣旨を同じくする複数の団体等で構成される組織
- (2) 単位子ども会、ボーイ・ガールスカウトの各分団など単数の団体等

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、当該年度に補助対象団体が主催する事業のうち、浜松市子ども育成条例第8条及び第10条に関わる事業であり、原則として別表1に例示する事業とする。ただし、国県等他から補助を受ける事業は対象としない。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費の額から該当補助対象事業に対する寄付金、その他収入（本補助金を除く）を控除した額（千円未満切捨て）とする。

- (1) 報償費（講師謝礼、記念品）
- (2) 需用費（消耗品、印刷製本費）
- (3) 役務費（郵送等に要する通信費、保険料）
- (4) 使用料及び賃借料（テント等物品の借用料、会場借上、バス等借上）

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費と次に掲げる基準額を比較して、いずれか少ない方の額の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額が100,000円に満たない場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 基準額 1,000,000円（補助限度額 500,000円）

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象団体は補助金の交付(変更交付)を受けようとするときは、補助金交付(変更)申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、5月末日までに(変更申請の場合は速やかに)提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書
- (2) 補助対象事業収支予算書
- (3) 補助対象事業資金計画書
- (4) 団体等の会則や規約
- (5) 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)
- (7) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合、内容を審査し適当と認めるときは補助金交付決定(承認)通知書(第4号様式)により通知する。なお、交付申請額総額が予算額を超えた場合は第15条により補助対象団体の決定及び交付金額を決定する。

(概算払いの申請)

第9条 補助対象団体は補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払い承認申請書(第5号様式)及び資金計画書を市長に提出しなければならない。なお、規則第16条の規定により、市長が特に必要があると認める場合は、決定額の全額を概算払いすることができる。

(概算払いの承認決定通知)

第10条 市長は、前条の規定による概算払いの請求を承認したときは、補助金概算払承認通知書(第6号様式)により通知する。

(補助対象事業の実施期間)

第11条 補助金交付の決定を受けた補助対象団体は、該当年度内に事業を完了しなければならない。

(実績の報告)

第12条 補助対象団体は当該事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において市長は、必要に応じ、別に当該事業の収支を証する書類の提出を求めることができる。

- (1) 提出書類
  - ア 実績報告書(第7号様式)
  - イ 収支決算書
  - ウ 補助対象経費に係る領収書又はその写し
  - エ その他市長が必要とする書類
- (2) 提出期限 事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日
- (3) 書類の保存 補助事業に係る全ての書類は、事業実施年度の終了後5年間保存すること。

(補助金額の確定通知)

第13条 市長は、前条の規定により補助対象団体からの完了報告があったときは、その内容を審査し適合すると認めるときは、補助金の額を確定し補助金確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求手続)

第14条 補助対象団体は、補助金確定通知書受領後10日以内に請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表 1

区分	事業の内容等
補助対象事業	各種スポーツ・レクリエーション大会に関する事業 各種スポーツ教室の開催に関する事業 講演会、研修会等の開催に関する事業 季節行事、文化、芸術活動に関する事業 農業体験等に関する事業 野外活動に関する事業 会員数の増加に関する事業 青少年リーダーや青少年指導者の養成に関する事業

（あて先）浜松市長

住所又は所在地  
申請者 名 称  
代 表 者 氏 名

### 補助金交付（変更）申請書

平成 年度において青少年団体等活動事業を実施したいので、補助金を交付されたく関係書類を添えて（変更）申請します。

#### 記

- 1 補助事業の目的、内容
- 2 補助事業の経費の配分、経費の使用方法
- 3 補助事業完了期日、及び補助事業の遂行に関する計画
- 4 交付を受けようとする補助金の額、及び算出の基礎
- 5 補助事業に関して生ずる収入金の有無
- 6 添付書類
  - （1）補助対象事業計画書
  - （2）補助対象事業収支予算書
  - （3）補助対象事業資金計画書
  - （4）団体等の会則や規約
  - （5）市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
  - （6）暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
  - （7）その他市長が必要とする書類

第2号様式(第7条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(取扱い 次世代育成課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金交付要綱第7条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金

浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

補助金交付決定（承認）通知書

平成 年 月 日付で申請のあった平成 年度浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金として、下記のとおり条件を附して補助することを決定（承認）します。

金 円

記

条 件

- 1 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の内容、又は経費の配分を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助事業の中止、又は廃止する場合は市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は遂行が困難になった場合、速やかに報告してその指示を受けること。
- 5 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは当該補助金の全部、又は一部の返還を命ずる。
- 6 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 7 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 9 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

（あて先）浜松市長

住所又は所在地  
申請者 名 称  
代 表 者 氏 名

補助金概算払い承認申請書

平成 年度浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金について、下記の理由により概算払いを申請  
します。

記

- 1 概算払いを必要とする理由
- 2 概算払いを必要とする金額 金 円
- 3 概算払いを必要とする期日 平成 年 月 日
- 4 添付書類  
(1) 資金計画書

様

浜松市長

補助金概算払承認通知書

平成 年 月 日付申請のありました浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金の概算払いについて下記のとおり承認します。

記

1 概算払承認金額

金 円

条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（あて先）浜松市長

住所又は所在地  
報告者 名 称  
代表者 氏 名

### 実績報告書

平成 年 月 日付浜松市指令こ次第 号により交付決定（承認）を受けた事業が下記のとおり完了したので、浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告いたします。

#### 記

- 1 完了年月日 平成 年 月 日
- 2 事業の成果
- 3 収支の状況
- 4 本事業により生じる収入金
- 5 補助金交付申請と相違した場合はその理由
- 6 交付確定を受けたい額 金 円
- 7 その他
- 8 添付書類
  - （1）収支決算書
  - （2）補助対象経費に係る領収書又はその写し
  - （3）その他市長が必要とする書類

様

浜松市長

補助金確定通知書

平成 年 月 日付の実績報告書を審査した結果、下記金額を浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金として確定します。

記

金

円

請求書

金 円

ただし、平成 年 月 日付浜こ次第 号により補助金の確定を受けた浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金として、上記のとおり請求します。

交付確定（決定）額 円  
受 入 済 額 円  
今 回 請 求 額 円

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者

印

振込先口座	銀 行 本店 普通預金 信用金庫 支店 口座番号 農 協 支所 当座預金
口座名義	